## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

津市

三重県安芸郡河芸町

### 2 構造改革特別区域の名称

複合型産業集積特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

津市及び三重県安芸郡河芸町の区域の一部(中勢北部サイエンスシティ)

## 4 構造改革特別区域の特性

中勢北部サイエンスシティ(以下「サイエンスシティ」という。)は、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」(以下「地方拠点法」という。)に基づく産業業務施設再配置の受け皿となる業務拠点「津オフィス・アルカディア」を核として、その周りに生産や流通、住宅を担う区域と公園を一体的に整備した、国と地方の協同による約169haの複合型産業集積拠点である。

サイエンスシティを構成する津オフィス・アルカディアと流通用地は平成 12年12月、産業用地は平成13年7月からそれぞれ分譲を開始するとと もに、住宅用地を平成14年9月から分譲し、また、隣接する大規模総合公園の一部を平成13年4月から開園してきている。

サイエンスシティは、市街地の近郊に位置する地理的な特長を有するため、

基礎・応用研究機関である三重大学や公設試験研究機関との連携が行いやすいばかりでなく、優れた高速交通アクセスや中部国際空港への海上アクセスを有するなど国内外主要都市への交通ネットワーク面においても高い優位性を持った区域である。

サイエンスシティは、これら優位性と各機能を担う区域の集合化により、 新たな産業創出や地域産業振興に資する先端的産業の研究開発から製造、物 流に至る一貫した産業活動を一元的に行うことができる新たな産業集積の受 け皿となっている。

このため、これら機能と優位性を生かしつつ、企業立地の形態の変容など経済情勢への時宜にかなった対応を行い、サイエンスシティへの先端的産業の事務所・研究所やその生産工場並びに物流・ロジスティックスセンターなどの集積を実現することが、地域の安定した雇用の場を確保し、地域における経済発展や活力増進を図るうえで必要である。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

サイエンスシティは、まちづくりの基本目標のひとつである「生き生きとして魅力ある県都づくり」を実現するため、基礎・研究開発機関である三重大学や公的試験研究機関等の立地する地域特性を生かし、高度情報通信の拠点機能を有した研究開発や先端的産業を中心とする新たな産業業務の拠点づくりの事業として、三重のくにづくり宣言(三重県、平成9年11月策定)や津市第4次総合計画中期基本計画(津市、平成13年4月策定)に重点的に位置づけられたものである。

また、サイエンスシティにおいて企業や産業の立地を進め、産業構造の高度化や多様化を進めることが、多様な選択が可能な就業の場を確保するばか

りでなく、次世代を担う新たな産業の創出や新製品の開発などを誘引、促進 し、「住み」「働き」「憩う」の多様な機能が一体となった先端的な都市空 間の形成の実現に貢献するものとなる。

このため、サイエンスシティは、国土開発整備である地方拠点法に基づく研究・開発の業務拠点「津オフィス・アルカディア」を中心とし、土地開発公社が地域の秩序ある整備に寄与する工業用地及び流通業務団地などを一体的に整備した、いわば国と地方の連携による地域活力の向上を目指した協同事業として着手したものであり、国と地方の相互施策の相乗効果により次世代を担う産業構造の高度化や多様化を進めるモデルとなるものである。

近年、バブル崩壊やその後の景気低迷等を背景として、地方への企業立地は減少する傾向にあるが、こうした中にあって、国と地方が相互に産業集積の受け皿を分担しながら活力ある地域を形成するために、双方の方向と力を合わせるサイエンスシティ事業の取り組みと成果が全国的な産業集積の取り組みに大きく波及するものである。

また、産業集積に関わって、賃貸による業務用地の確保など近年の企業の立地形態も変容してきており、従来の土地分譲型による用地造成施策には限界が見えてきていることから、市場型取引の基軸化が進む企業や産業の国内地域への新たな資本投下を誘引するためには、土地賃貸など時宜にかなった対応も前述した取り組みに加えて極めて重要であり、必要なものである。

これとともに、地域の産業構造を国際間や地域間の競争に打ち勝つ力強いものへと転換していくことが求められることから、新たな成長が見込まれる情報通信、ナノテク、バイオ関連産業や物流・ロジスティックスなどを戦略的に振興する産業分野として、サイエンスシティへの主要な立地産業として位置づけるとともに、これら新規成長産業の創出や企業がいきいきと事業活

動を進められる高度な基盤整備を併せて行うことが必要であると考えている ところである。

このため、サイエンスシティには、情報通信、ナノテク、バイオや物流・ロジスティックス関連分野など成長が期待される産業の集積に寄与するインターネット相互接続点や高速大容量な情報通信インフラが民間活力により整備されてきている。

これら重要なインフラ整備が、「官」や国内の主要な「民間事業者」ではなく、地域の「民間事業者」の主要事業としてサイエンスシティに提供されてきており、こうした国と地方のみならず地域の民間事業者を含めた相互協力により地域の活性化が取り組まれてきている点を特筆したい。この三位一体の取り組みが「情報通信技術」の進展に支えられた情報通信、ナノテクやバイオ関連分野などの先端的産業の立地や集積に大きく貢献することとなり、その成果が全国的なモデルとなりえると考える。

これら取り組みが、サイエンスシティへの企業の立地と集積化に向けた大きな牽引要因となり、もって当初開発計画の目的である複合型産業拠点の早期形成が図れるとともに、地域の雇用確保や複合的な産業活力拠点の整備実現を促進することが可能となるものである。

#### 6 構造改革特別区域計画の目標

バブル崩壊やその後の景気低迷等を背景として、地方への企業立地は減少する一方、賃貸による業務用地の確保など企業の立地形態も変容してきており、従来の土地分譲型による企業立地施策には限界が見えてきている。

このため、特区申請区域であるサイエンスシティの産業用地並びに流通用<br/>地において、新たな成長が見込まれるもののうち特に情報通信関連分野の先

端的産業の工場等と、それら工場等への部品や工場等からの製品の物流、津オフィス・アルカディアに立地する事務所・研究所等をはじめ三重県の中西部圏域に立地・操業している企業等の物流・ロジスティックスを担う物流拠点をその立地形態に即して誘致し、立地することで、地域の経済と産業の振興に資する複合型産業拠点を業務拠点区域「津オフィス・アルカディア」を中心に一体的に形成し、産業集積を促進するとともに、新たな雇用の場の確保を図ることを目標とする。

併せて、サイエンスシティは、津オフィス・アルカディアを中心として「住み」「働き」「憩う」の多様な機能が一体となった新たな都市空間の形成を目指すことから、サイエンスシティに住み、又は働く者の利便性の確保と、更にその交通アクセスの優位性を生かした広域的な都市機能を担う拠点づくりを図っていくことも目標とする。

そこで、この目標を実現するため、この計画においては、特区制度の導入により、産業用地並びに流通用地において企業が賃貸による業務用地の確保を図れるようにする。このことが立地・操業に係る企業の初期投資を抑制し、地域への企業の新たな事業投資を刺激することとなり、サイエンスシティへの企業の立地に繋がることとなる。

この計画では、サイエンスシティにおける優れた情報通信インフラ基盤を踏まえ、まず、成長分野で集積の核となることが見込まれる情報通信関連産業の製造工場や物流・ロジスティックスセンターの先導的な立地をこうした賃貸制度の導入により実現したい。このことが津オフィス・アルカディアにおける先端的な情報通信の技術開発研究所等の立地にも寄与し、また、津オフィス・アルカディアの研究所等から創造される新たな研究成果がその製造工場にも還元されるものと考えている。

また、情報通信関連産業の製造工場や物流・ロジスティックスセンターの 先導的な立地は、部品供給等製造企業が単独で事業を立ち上げる場合に比べ てシナジー効果が大きく、集積が集積を呼ぶ効果が期待できるものであるこ とから、平成17年度末までに誘致・立地し、こうした集積の連鎖を起こす 起爆剤としたい。

その後、これら核となる企業を取り巻く関連企業の集積を促進し、研究・開発の担う業務拠点区域「津オフィス・アルカディア」、産業用地及び流通用地区域に立地する企業等の相互相乗効果により、新たな産業創出や地域産業の振興に資する先端的産業の研究開発から製造、物流に至る一貫した産業活動を一元的に行い得る複合型産業集積地域をサイエンスシティにおいて実現し、安定した雇用の場を確保するとともに、地域における経済発展や活力増進を図ることを目標としたい。

#### 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

サイエンスシティの造成計画では、津オフィス・アルカディアと流通及び 産業用区域における造成地を平成23年度末までに全て企業等向けに譲渡す る予定となっている。

現在、サイエンスシティには、11社の企業が立地しており、立地面積率は11.8%となっている。主な立地企業としては、中核施設運営第三セクター1社、情報通信関連業種(情報センター部門の立地を含む。)3社と施設等工事業種2社である。

しかしながら、現段階での立地が11社、11.8%に留まっている現状を踏まえると、津オフィス・アルカディアへの事務所・研究所の誘致・立地に大きく影響を与えることとなる流通及び産業用区域の土地開発公社造成地

において、本年度から平成19年度末までで50%の立地率に、そして、これに続く平成23年度末までで100%の立地率となるよう、造成計画で想定する期間での企業立地を達成することが必要であり、特に、平成19年度末までの立地率を達成することが極めて重要である。

このため、この計画に基づきサイエンスシティへの特区制度の導入を行うことで、土地賃貸制度による立地選択肢を新たに設けることができ、結果、産業用地及び流通用地区域において集積の核となることが見込まれる企業を、平成16年度末で3社立地させたい。この企業3社の立地と操業により、平成16年度末で約500人程度の新たな雇用の場を生み出すことができ得ると想定している。

また、平成17年度末で集積の核となることが見込まれる企業と関連企業、 広域的な都市機能を担う利便施設を更に4社立地させ、そして、これに続く その後の集積相乗効果により、平成19年度末までに関連企業等6社の立地 を新たに誘発させたい。結果、特区制度の導入により、平成19年度末で1 3社の企業立地、約2,000人程度の雇用の場を生み出すことができ得る と想定している。

### 8 特定事業の名称

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
- (1)誘致条例による特化分野への手厚い優遇措置

津市では、津市企業立地促進条例に基づき、サイエンスシティへの企業の立地に対して各種奨励金の交付補助制度を設けている。特に、情報通信関連分野など成長が期待される先端的産業分野の企業が研究所や製造工場等の立地を行う場合には、一般の製造工場等の立地と比較して更に手厚い立地奨励金の交付補助制度を適用する。

### (2)業務機能支援中核施設による業務支援

サイエンスシティ内に産業業務支援中核施設「あのつピア」を地域整備公団、津市、三重県、河芸町ほか地域企業等が出資する第三セクターにより整備し、サイエンスシティに立地する企業の日常業務を支援するとともに、新たな事業創出を担うベンチャー等起業家の操業支援を行っている。

## (3) 超高速・大容量情報通信インフラ環境の提供

サイエンスシティ内では、光ファイバによる大容量な情報通信インフラ環境を既に立地している情報通信事業者(地域CATV会社)が整備しており、情報通信関連分野の事業者や産業等がサイエンスシティ内に立地する際には、その事業開始に合わせて必要不可欠な超高速のIP通信網やインターネット接続環境を極めて容易に享受できるものとなっている。

#### (4) 事業推進専門部署等による強力な誘致活動

津市では、サイエンスシティ事業の推進を図るため、当該事業を担う サイエンスシティ推進部を新たに組織し、また、本社機能が集積する東 京首都圏にも事務所を設置して、企業誘致を能動的に行ってきている。

また、東京、大阪及び名古屋において企業誘致のための産業人交流会 議や企業誘致説明会を定期的に開催するとともに、フォーラム等の各種 イベントの開催や展示会への出展等を通じて、サイエンスシティの積極 的な広報活動を行ってきている。

併せて、情報通信関連分野など成長産業で集積の核となることが見込まれる企業等には、随時、市長や助役によるトップセールスを行いながら、精力的な誘致活動を行ってきている。

## (5) 三重 TLOとの連携

津市では、地域における産学連携の推進を支援するため、三重大学等からの技術移転機関である株式会社三重 T L O に特別会員として参画し、市の起業家支援施策などの情報を適宜提供してきている。

### (6) あっせん制度の運用

津市土地開発公社では、当該保有地の早期分譲を行うため、産業区域 と流通区域の分譲用地について「あっせん制度」を本年4月から導入し てきている。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定 事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置 の内容

### 別紙

## 1 特定事業の名称

403 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

津市土地開発公社 特区内に立地を希望する企業等

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後直ちに

# 4 特定事業の内容

事業に関与する主体 津市土地開発公社 特区内に立地を希望する企業等

### 事業が行われる区域

津市及び三重県安芸郡河芸町の区域の一部(中勢北部サイエンスシティ) 津市あのつ台一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目の全部 津市大里小野田字八知 780-1、802~805、同字下八知 881~913、津市 大里山室町字百石 811-1、津市大里野田町字石田 1622-19~1622-30、 津市大里睦合町字長峰 2270-2~2270-5、同字北谷 2274-1~2306-9 三重県安芸郡河芸町大字南黒田字山沖 940~1004、同字山王 1055-1 ~ 1110-1、1952-6~1952-8、同字内垣内 1312-1~1329-1、同字元里 683-2、780-3、1330~1418-1

### 事業により実現される行為

造成地に対して借地借家法第24条の規定による事業用借地権を 設定し、企業等に賃貸する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

中勢北部サイエンスシティ事業(以下「サイエンスシティ」という。)は、 津市及び河芸町が地域産業の高度化や地域雇用の促進を図るための産業立地 基盤の整備として計画し、地域振興整備公団による産業業務用地「津オフィ ス・アルカディア」の造成と併せて、津市土地開発公社が公有地の拡大の推 進に関する法律第17条第1項第2号に基づいて産業用地、流通用地と住宅 用地の造成を行ってきたものである。

このため、国と地方が相互に協力、一体化し、先端的産業、流通・物販業種や製造業等の企業を集積するための種々の時宜にあった施策を講じることで、当該事業目的を早期に実現していくことが必要である。

一方、企業においては、業務用地や事業設備を賃貸することで固定費を変 動費に転換し、コスト軽減を図っていくという変化が顕著となっている。

こうした企業立地の形態の変容を踏まえると、企業の地域への立地が減少する中で、企業の地方への事業投資を誘引していくためには、立地・操業に係る初期投資を低く抑えることが必要であり、そのためにはサイエンスシティにおいても賃貸による事業用地の取得が行えるようにすることが効果的である。

また、企業集積を誘引するためには、先ず、集積の核となりえる企業等を 先導的に誘致し、その後に続く関連企業の立地をその吸引力により誘致して いくことが重要であるが、その核となりえる企業等の立地に際しては、比較 的大きな事業用地を必要としていることからも、賃貸による事業用地の取得 が行えるようにすることが必要となる。

一方、既に、サイエンスシティにおいて研究・開発を担う業務拠点区域「津オフィス・アルカディア」においては、経済産業大臣の認可によって、個別的に当該業務用地を賃貸できる特例措置も導入されてきている。

このため、サイエンスシティにおける津市土地開発公社の造成地(産業用地及び流通用地区域)においても、こうした国の施策と均衡を保ちつつ、企業等の業務用地として当該造成地を賃貸することが、国と地方との相乗効果による企業等の立地と産業集積を促進し、企業等立地に伴う地域の雇用の確保と産業活力拠点の整備を図るうえで必要かつ効果的であるという理由から、この特定事業に係る特例措置の適用が都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与すると認めるものである。